

糸満市では、保育士の奨学金返済を支援します！

令和3年度から、保育士の奨学金返済費用を**最大24万円(月最大1万円、24か月分)**を補助する糸満市保育士奨学金返済支援事業を実施いたします。

※随時募集、予算がなくなり次第終了します。

対象者(次の1~6のすべてに該当する方)

1. 市内の公立こども園、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所のいずれかで働いている方（公立こども園の場合会計年度任用職員が対象となります。）
2. 常勤の保育士である方
※常勤とは、保育施設等を運営する事業者と1年以上の期間（期間の定めのないものを含む。）の労働契約を結んでいる者であって、保育施設等において1日7時間(休憩除く)以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し社会保険の被保険者であること。または公立学校共済組合の組合員であること。（年度途中から期間の定めがある労働契約を結んだ者で、契約の更新で次年度も雇用が継続される者も含む。）
3. 奨学金を利用して保育士養成施設等を卒業した方
4. 自分で奨学金を返済している方（領収書名義または引き落とし口座名が他の人の場合は対象となりません）
5. 保育士養成施設等を卒業した翌年度の初日から数えて5年を経過していない方（令和3年度は、平成28年度中の卒業の方までが対象となります。）



詳細は糸満市役所に確認しましょう！

問い合わせ先
糸満市役所
保育こども園課
保育・こども園係
電話：098-840-8131

